

受託団体未定権利者補償金分配取扱規則

(目的)

第1条 この規則（以下「本規則」という。）は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下「本会」という。）の授業目的公衆送信補償金分配規程（以下「本会分配規程」という。）第3条第9号及び第10号に基づき、整備の完了した利用報告により授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）の分配額が算出された著作権者又は著作隣接権者（以下「権利者」という。）のうち、分配を行う分配業務受託団体（以下「受託団体」という。）が未定の権利者（以下「受託団体未定権利者」という。）に対し本会が行う分配に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規則において用いる用語の意義は、本会分配規程第2条各項に定めるところによる。

(補償金の分配等)

第3条 本会は、受託団体未定権利者の補償金（以下「受託団体未定権利者補償金」という。）の分配を、本会が受領した利用報告を基に整備する分配資料により行う。

2 受託団体未定権利者の補償金の分配については、次の方法による。

(ア) 受託団体未定権利者の補償金を集計した額を本会の分配限度額とする。本会の分配限度額は、分配委員会の議を経て本会理事会が受託団体の分配限度額を定める際に、それと合わせて定める。

(イ) 受託団体未定権利者補償金のうち、権利者名が判明し、且つ、連絡先や口座名義等の情報も判明し分配が可能な権利者分については、本会の分配

限度額の範囲内で本会から直接当該権利者へ送金して支払う。

(ウ) 受託団体未定権利者補償金の共通目的基金への組入れは、本会分配規程第8条各項の定めによる。

3 分配の際、権利者宛てに分配の明細を発行する。

4 連絡先不明の場合の取扱いは、本会分配規程第13条第2項及び第4項による。

5 本会の分配限度額決定後、受託団体未定権利者の受託団体が確定した場合、当該権利者分の分配限度額は、当該受託団体の分配限度額に移行する。移行後の受託団体及び本会の新たな分配限度額決定の手続きは、本会分配規程第7条各項及び本規則本条第2項（ア）による。

（自主申告の場合の取扱い）

第4条 利用報告に掲載のない著作物等の受託団体未定権利者から、教育機関がこの権利者の著作物を利用した事実につき申出を受ける場合の方法は次のとおりとする。

（ア）本会は、本会所定の書式による申出及び証憑書類の提出を当該権利者より受ける。

（イ）本会は、必要があると認める場合は当該教育機関の意見を聞くなどして内容を審査する。

（ウ）申出の内容が確認できた場合は、当該年度の分配計算が未了のときは当該年度の、完了しているときは翌年度の分配資料に加えるものとし、本規則第3条第1項から第3項までにより当該権利者に分配する。

（情報公開）

第5条 本会は本規則を制定後遅滞なく公開する。変更したときも同様とする。

（実施細則）

第 6 条 本規則に定めるもののほか、実施するために必要な事項は、理事会が決定する細則で定める。

附則

(実施期日)

本規則は、令和 5 年 1 月 26 日から実施する。